おくやみガイドブック

伊丹市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。
伊丹市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようガイドブックを作成いたしました。
このガイドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

伊丹市役所 072-784-8038

もくじ

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）…… P.2
おくやみコーナーのご案内 …… P.3
来庁時の持ち物について …… P.4
委任状 …… P.5
フロアマップ …… P.6
死亡に伴う各種手続き
1．健康保険に関する手続き …… P.7
2．年金に関する手続き …… P.8
3．市民課での手続き …… P.12
4．介護に関する手続き …… P.13
5．税金に関する手続き …… P.14
6．お子さんに関する手続き …… P.16
7．障がい者福祉に関する手続き（成年）…… P.22
8．高齢者福祉に関する手続き …… P.25
9．市営住宅に関する手続き …… P.27
10．市バス特別乗車証 / 福祉タクシー利用券をお持ちの方に関する手続き …… P.27
11．その他市役所内での手続き …… P.28
12．ごみなど不用品の処分に関する手続き …… P.30
13．市営墓地に関する手続き …… P.31
14．その他市役所以外で行う手続き …… P.32
家系図 …… P.43
故人の財産について …… P.44
相続登記申請の義務化ついて …… P.45
市民相談のしおり …… P.47

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き （39 ページ参照） ○遺言書の検認・遺言書の開封（36 ページ参照） ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告
10ヶ月以内		○遺産分割協議 ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

伊丹市で必要な手続きについては 7 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

おくやみコーナーのご案内

亡くなられた伊丹市民の方の市役所内での手続きをご案内する「おくやみコーナー」を設置しております。

おくやみコーナーへはご葬儀終了後を目途にお越しください。

伊丹市以外で死亡届を出された場合、住民票の反映に時間がかかり、市役所内での手続きができない場合がございます。
なお、住民票への記載完了については、お電話で亡くなられた方の「氏名」「生年月日」「住所」「死亡日」をお伝えの上、ご確認ください。

おくやみコーナーでできること

●必要な手続きをまとめてご案内します

市役所での主な手続きについてアンケートに答えていただき、案内票を作成して各課に回っていただきます。

●書類の記入が省略できます

亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報を職員が入力し、申請書（データ）を作成するため、一部の書類の記載を省略できます。

●専用ブースで安心して相談できます



予約について（ご予約なしでも利用できます）

●二次元コード予約

右記の二次元コードから
ご予約いただけます。

※電話予約・当日予約不可



予約時間 10 分後にご不在の場合は、順番を前後させていただくことがあります。

伊丹市 市民課 おくやみコーナー

場　　所：伊丹市役所市民課 1階　B-24 番窓口　☎ 072-784-8038

受付時間：午前 9 時～午後 5 時まで
午後 5 時以降のお手続きにつきましては、後日のお手続きとなります。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

□ お越しいただく方の本人確認書類

①官公署が発行した顔写真がある証明書１点

〇運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、パスポート、障害者手帳など

②①がない場合は次のうち２点

〇介護保険被保険者証、国民健康保険資格確認書、年金手帳など ※お手続きにより異なります

◆故人が国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入されていた方

◇亡くなられた方（故人）及び葬儀を行った者（喪主）の氏名が確認できるもの（葬儀費用の領収書、会葬礼状、葬儀施行証明書等）

◇喪主の口座情報がわかるもの

◇喪主の本人確認書類（喪主が来庁できない場合、コピー可）

□ 委任状

同一世帯以外の方が行う世帯主変更や代理人から住民票等の証明請求をする場合等

□ 認印

亡くなられた方の必要なもの

□ 死亡届のコピー

□ 埋火葬許可証（原本）

□ 印鑑登録証、マイナンバーカード

□ 市バス特別乗車証、伊丹市福祉タクシー利用券

□ マイナ保険証・資格情報のお知らせまたは国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書等及び各種認定証

□ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証（要支援・要介護認定を受けた方）、各種認定証（該当の方）

□ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

□ 障害者医療費受給者証、こども医療費受給者証、母子家庭等医療費受給者証、乳幼児等医療費受給者証など、福祉医療費受給者証各種

□ 年金振込通知書、年金手帳または年金証書

□ その他、市から交付された証書類

※コピーしてお使いください

委　任　状

年　　月　　日

氏名：　　㊞
（署名）
住所：
生年月日：　　年　　月　　日

私は、以下の＿＿つの内容について、下記のとおり委任いたします。

委任する内容の個数を記入してください

委任する内容

・＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿について

・＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿について

・＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿について

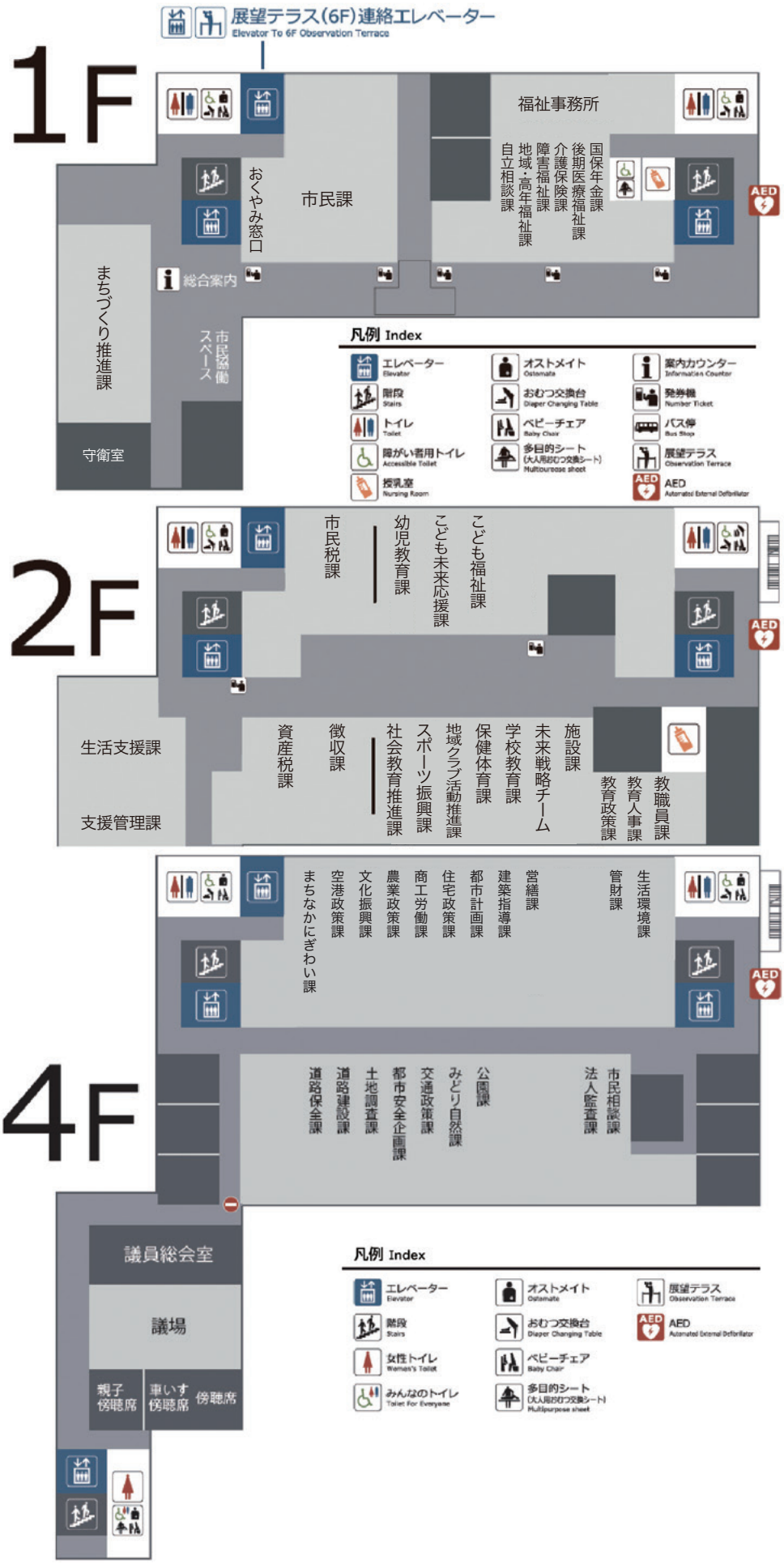
代理人
氏名：
住所：
生年月日：　　年　　月　　日

委任する内容の記入例
・住民票の請求　⇒「住民票請求」
・住民異動届（世帯主変更）を行う場合　⇒「住民異動届」
・戸籍等の請求　⇒「戸籍請求」「戸籍附票請求」
・税関係証明の請求⇒「税務証明の交付申請及び受領並びに住民税申告に関する一切」
・その他の権限を委任される場合　⇒「○○の請求」「○○の申請」等

※委任状は伊丹市ＨＰよりダウンロードできます。
※委任状作成は、便せんなどでかまいませんので、上記の項目を参考にして記入し代理人の方へお渡しください。

キリトリ線

フロアマップ


展望テラス(6F)連絡エレベーター
Elevator To 6F Observation Terrace
1F
福祉事務所
国保年金課
後期医療福祉課
介護保険課
障害福祉課
地域・高年福祉課
自立相談課
おくやみ窓口
市民課
総合案内
まちづくり推進課
市民協働スペース
守衛室
AED
凡例 Index
エレベーター Elevator
階段 Stairs
トイレ Toilet
障がい者用トイレ Accessible Toilet
授乳室 Nursing Room
オストメイト Ostomate
おむつ交換台 Diaper Changing Table
ベビーチェア Baby Chair
多目的シート (大人用おむつ交換シート) Multipurpose sheet
案内カウンター Information Counter
発券機 Number Ticket
バス停 Bus Stop
展望テラス Observation Terrace
AED Automated External Defibrillator
2F
市民税課
幼児教育課
こども未来応援課
こども福祉課
生活支援課
支援管理課
資産税課
徴収課
社会教育推進課
スポーツ振興課
地域クラブ活動推進課
保健体育課
学校教育課
未来戦略チーム
施設課
教育政策課
教育人事課
教職員課
4F
生活環境課
管財課
営繕課
建築指導課
都市計画課
住宅政策課
商工労働課
農業政策課
文化振興課
空港政策課
まちなかにぎわい課
市民相談課
法人監査課
公園課
みどり自然課
交通政策課
都市安全企画課
土地調査課
道路建設課
道路保全課
議員総会室
議場
親子傍聴席
車いす傍聴席
傍聴席
凡例 Index
エレベーター Elevator
階段 Stairs
女性トイレ Women's Toilet
みんなのトイレ Toilet For Everyone
オストメイト Ostomate
おむつ交換台 Diaper Changing Table
ベビーチェア Baby Chair
多目的シート (大人用おむつ交換シート) Multipurpose sheet
展望テラス Observation Terrace
AED Automated External Defibrillator

1. 健康保険に関する手続き

国民健康保険に加入している方

必要な手続き

・資格喪失の手続き　・国民健康保険資格確認書の返却
・葬祭費の支給申請　・送付先の変更

必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方のマイナ保険証・資格情報のお知らせまたは国民健康保険資格確認書 □ 亡くなられた方（故人）及び葬儀を行った者（喪主）の氏名が確認できるもの （会葬礼状、葬儀施行証明書、葬儀費用領収書等） □ 喪主の方の口座情報がわかるもの □ 届出人の本人確認書類	国保年金課 １階 A-1番窓口 ☎ 072-784-8040

後期高齢者医療制度に加入している方（７５歳以上の方）

必要な手続き

・資格喪失の手続き　・資格確認書等の返却
・葬祭費の支給申請　・送付先の変更

必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の資格確認書等 □ 亡くなられた方（故人）及び葬儀を行った者（喪主）の氏名が確認できるもの （会葬礼状、葬儀施行証明書、葬儀費用領収書等） □ 喪主の方の口座情報がわかるもの □ 届出人の本人確認書類	後期医療福祉課 １階 A-3番窓口 ☎ 072-784-8041

健康保険・共済組合等の社会保険に加入している方

必要な手続き

・保険証の返却
・埋葬料（費）支給申請

必要なもの	問い合わせ先
勤務先や協会けんぽ等へお問い合わせください。	

2．年金に関する手続き

国民年金に加入している方

必要な手続き

・遺族基礎年金請求　・死亡一時金請求
・寡婦年金請求

必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の年金手帳（基礎年金番号通知書） □ 請求する方の本人確認書類（運転免許証等） ※手続きに必要な書類は、請求する方によって異なりますので、詳細は担当課にお問い合わせください。	国保年金課 国民年金担当 １階 A-2番窓口 ☎ 072-784-8039

国民年金を受給している方のうち、遺族基礎年金・障害基礎年金・寡婦年金を受給している方

必要な手続き

・未支給年金請求

必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の年金証書、振込通知書または年金手帳（基礎年金番号通知書） □ 請求する方の本人確認書類（運転免許証等） ※手続きに必要な書類は、請求する方によって異なりますので、詳細は担当課にお問い合わせください。	国保年金課 国民年金担当 １階 A-2番窓口 ☎ 072-784-8039

2．年金に関する手続き

国民年金を受給している方のうち、老齢基礎年金を受給している方

必要な手続き

・未支給年金請求
・遺族基礎年金請求

必要なもの	問い合わせ先
※手続きに必要な書類は、請求する方によって異なりますので、詳細は『ねんきんダイヤル』へお問い合わせください。 ※年金事務所、街角の年金相談センターでの相談を希望される方は、『窓口相談の予約電話』で予約してください。 ※代理人が年金事務所へ行かれる場合は、委任状や代理人の本人確認書類もご持参ください。	『ねんきんダイヤル』 ☎ 0570-05-1165 尼崎年金事務所 ☎ 06-6482-4591 街角の年金相談センター尼崎 ☎ 06-6424-2884 『窓口相談の予約電話』 ☎ 0570-05-4890

厚生年金を受給している方

必要な手続き

・未支給年金請求
・遺族厚生年金請求

必要なもの	問い合わせ先
※手続きに必要な書類は、請求する方によって異なりますので、詳細は『ねんきんダイヤル』へお問い合わせください。 ※年金事務所、街角の年金相談センターでの相談を希望される方は、『窓口相談の予約電話』で予約してください。 ※代理人が年金事務所へ行かれる場合は、委任状や代理人の本人確認書類もご持参ください。	『ねんきんダイヤル』 ☎ 0570-05-1165 尼崎年金事務所 ☎ 06-6482-4591 街角の年金相談センター尼崎 ☎ 06-6424-2884 『窓口相談の予約電話』 ☎ 0570-05-4890

共済年金を受給している方

必要な手続き

各共済組合へ直接お問い合わせください。

必要なもの	問い合わせ先
各共済組合へ直接お問い合わせください。	各共済組合

恩給を受給している方

必要な手続き

総務省恩給局へ直接お問い合わせください。

必要なもの	問い合わせ先
総務省恩給局へ直接お問い合わせください。	総務省恩給局 ☎ 03-5273-1400

農業者年金を受給している方

必要な手続き

・死亡届
・未支給年金請求

必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の死亡日が明らかとなる戸籍謄本・住民票の除票など □ 亡くなられた方の年金証書 □ 亡くなられた方と未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等や法定相続情報一覧図など □ 請求者（優先順位あり）となる方の預貯金通帳 ※手続きに必要な書類は、請求する方によって異なりますので、詳細は右記窓口にお問い合わせください。	※手続きは、兵庫六甲農業協同組合の各支店でも行います。 農業委員会事務局 5階 W-123番窓口 ☎ 072-784-8094

2．年金に関する手続き

企業年金を受給している方

必要な手続き

各企業年金基金等へ直接お問い合わせください。
または下記窓口へお問い合わせください。

必要なもの	問い合わせ先
各企業年金基金等へ直接お問い合わせください。	企業年金連合会 （年金相談室） ☎ 0570-02-2666

国民年金基金を受給している方

必要な手続き

国民年金基金へ直接お問い合わせください。

必要なもの	問い合わせ先
国民年金基金へ直接お問い合わせください。	国民年金基金 ☎ 0120-65-4192

MEMO

3. 市民課での手続き

亡くなられた方が世帯主で3人以上の世帯だった場合

必要な手続き

・世帯主変更

必要なもの	問い合わせ先
□ 届出人の本人確認書類 ※届出人の方が同一世帯以外の場合は、委任状が必要です。	市民課 1階 B-23番窓口 ☎ 072-784-8038 （または、お近くの支所・分室、人権啓発センター、くらしのプラザ）

印鑑登録をされていた方

必要な手続き

・印鑑登録証の返還

必要なもの	問い合わせ先
□（亡くなられた方の）印鑑登録証	市民課 1階 B-23番窓口 ☎ 072-784-8038 （または、お近くの支所・分室、人権啓発センター、くらしのプラザ）

MEMO

4. 介護に関する手続き

・65歳以上の方
・40～64歳の方で要支援・要介護認定を受けていた方

必要な手続き

・介護保険被保険者証等の返還
・送付先の変更届

必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の介護保険被保険者証 □ その他、介護保険課で交付を受けた証（お持ちの方のみ） □ 届出人の本人確認書類（送付先の変更手続きを行う場合のみ）	介護保険課 1階 A-4番窓口 ☎ 072-784-8037

MEMO

5. 税金に関する手続き

1月1日時点で伊丹市在住だった方

必要な手続き

・相続人代表者指定届

必要なもの	問い合わせ先
当該年度の市県民税・森林環境税が課税される場合があります。その場合、相続人に納税義務が引き継がれますので、納税通知書を受け取っていただく相続人代表者を届け出てください。 ☐ 届出人の本人確認書類	市民税課 ２階 E-50番窓口 ☎ 072-784-8022

125cc以下の原動機付自転車・小型特殊自動車を所有していた方

必要な手続き

・原動機付自転車・小型特殊自動車の手続き

必要なもの	問い合わせ先
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 届出人の本人確認書類 ☐ 相続人であることが確認できる書類（同一世帯でない方の場合）	市民税課 ２階 E-51番窓口 ☎ 072-784-8022

MEMO

5. 税金に関する手続き

伊丹市内に不動産（土地・家屋）を所有している方
※3ヶ月以内に所有権移転の登記（相続登記等）が完了していない場合

必要な手続き

・固定資産現所有者（相続人等）の申告

※提出がない場合、市で現所有者（相続人等）を指定することがあります。

必要なもの	問い合わせ先
□ 現所有者（相続人等）の本人確認書類 □ 亡くなられた方と現所有者（相続人等）との関係が確認できる書類（戸籍・遺言書等） ※郵送での手続きも可能です	資産税課 2階 F-61番窓口 ☎ 072-784-8023 ☎ 072-784-8024

市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税）を口座振替で払っていた方

必要な手続き

・口座振替廃止の手続き

必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方へ送付された納税通知書	徴収課 2階 F-60番窓口 ☎ 072-784-8025

MEMO

6. お子さんに関する手続き

児童手当支給対象の児童の方

必要な手続き①

・児童手当受給事由消滅届

必要なもの	問い合わせ先
なし ※変更事由が発生した日の翌日から 15 日以内に手続きをしてください。 ※公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。	こども福祉課 児童手当・こどもの手当担当 2階 D-40番窓口 ☎ 072-784-8030

必要な手続き②

・児童手当額改定届

必要なもの	問い合わせ先
なし ※変更事由が発生した日の翌日から 15 日以内に手続きをしてください。 ※公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。	こども福祉課 児童手当・こどもの手当担当 2階 D-40番窓口 ☎ 072-784-8030

MEMO

6. お子さんに関する手続き

児童手当を受給している方

必要な手続き①

・児童手当認定請求

必要なもの	問い合わせ先
□ 新たに受給する方の口座番号がわかるもの ※亡くなられた方以外の児童の保護者が受給できる場合がありますので、変更事由が発生した日の翌日から 15 日以内に手続きをしてください。 ※公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。	こども福祉課 児童手当・こどもの手当担当 2階 D-40番窓口 ☎ 072-784-8030

必要な手続き②

・未支払児童手当請求

必要なもの	問い合わせ先
□ 支給要件児童の口座番号がわかるもの ※未払金がある場合の手続きです。 ※公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。	こども福祉課 児童手当・こどもの手当担当 2階 D-40番窓口 ☎ 072-784-8030

必要な手続き③

・児童手当変更届

必要なもの	問い合わせ先
なし ※受給者の配偶者が亡くなられた場合の手続きです。 ※公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。	こども福祉課 児童手当・こどもの手当担当 2階 D-40番窓口 ☎ 072-784-8030

児童扶養手当支給対象の児童の方

必要な手続き

・児童扶養手当資格喪失届
・児童扶養手当額改定届

必要なもの	問い合わせ先
なし ※変更事由が発生した日の翌日から 14 日以内に手続きをしてください。	こども福祉課 児童手当・こどもの手当担当 2階 D-40番窓口 ☎ 072-784-8030

児童扶養手当を受給している方

必要な手続き

・児童扶養手当認定請求
・未支払児童扶養手当請求
・児童扶養手当受給資格者死亡届

必要なもの	問い合わせ先
担当課へお問い合わせください。 ※亡くなられた方以外の児童の保護者が受給できる場合がありますので、変更事由が発生した日の翌日から 14 日以内に手続きをしてください。	こども福祉課 児童手当・こどもの手当担当 2階 D-40番窓口 ☎ 072-784-8030

MEMO

6. お子さんに関する手続き

高等学校、専修学校、大学等の生徒及び学生の子どもがいる方で交通事故またはこれに準ずる事故により亡くなられた方

必要な手続き

・交通遺児等学業援助資金支給申請

必要なもの	問い合わせ先
□ 遺児とその保護者の戸籍謄本 □ 交通事故またはこれに準ずる事故が確認できる公的機関の発行した証明書 □ 死亡診断書または死体検案書のコピー □ 在学証明書 □ 対象者（遺児）名義の口座番号がわかるもの □ （遺児またはその保護者が市外に居住している場合）住民票の写し ※支給には要件がありますので、担当課へお問い合わせください。	こども福祉課 児童手当・こどもの手当担当 2階 D-40番窓口 ☎ 072-784-8030

特別児童扶養手当／障害児福祉手当／重度心身障害児介護手当を受給している方

必要な手続き

・資格の変更または喪失の手続き

必要なもの	問い合わせ先
担当課へお問い合わせください。	こども福祉課 児童手当・こどもの手当担当 2階 D-40番窓口 ☎ 072-784-8030

各種障害者手帳をお持ちだった方（18歳未満）

必要な手続き

・各種障害者手帳の返還

必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の各種障害者手帳	こども福祉課 障がい児支援グループ 2階 D-41番窓口 ☎ 072-784-8127

自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方（18歳未満）

必要な手続き

・自立支援医療（精神通院）受給者証返還

必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の自立支援医療（精神通院）受給者証	こども福祉課 障がい児支援グループ 2階 D-41番窓口 ☎ 072-784-8127

MEMO

6. お子さんに関する手続き

乳幼児等・こども医療、母子家庭等医療、障害者医療を受給していた方（または、その保護者・扶養義務者の方）

必要な手続き

・資格変更・喪失の手続き
・医療費受給者証の返却

必要なもの	問い合わせ先
□ 届出人の本人確認書類 □ 医療費受給者証	後期医療福祉課 1階 A-3番窓口 ☎ 072-784-8041

保育所・こども園・幼稚園に在園中もしくは申し込み中の方

必要な手続き

・異動届

必要なもの	問い合わせ先
担当課へお問い合わせください。	幼児教育課 2階 D-44番窓口 ☎ 072-784-8035

児童くらぶ利用児童またはその保護者の方

必要な手続き

・児童くらぶ変更届
・児童くらぶ退所届

必要なもの	問い合わせ先
在籍する児童くらぶまたは担当課で、変更または退所の手続きをしてください。	社会教育推進課 2階 G-77番窓口 ☎ 072-784-8079

7. 障がい者福祉に関する手続き（成年）

各種障害者手帳をお持ちの方（18歳以上）

必要な手続き

・各種障害者手帳の返還

必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の各種障害者手帳	障害福祉課 1階 A-5番窓口 ☎ 072-784-8032

自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方（18歳以上）

必要な手続き

・自立支援医療（精神通院）受給者証の返還

必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の自立支援医療（精神通院）受給者証	障害福祉課 1階 A-5番窓口 ☎ 072-784-8032

MEMO

7. 障がい者福祉に関する手続き（成年）

特別障害者手当/経過的福祉手当/障害児福祉手当を受給していた方（成年）（20歳以上）

必要な手続き

・特別障害者手当 / 経過的福祉手当 / 障害児福祉手当 受給者死亡届の提出（20 歳以上）

必要なもの	問い合わせ先
担当課へお問い合わせください。	障害福祉課 1階 A-5番窓口 ☎ 072-784-8032

心身障がい者扶養共済制度に加入している方

必要な手続き①

・支給金請求（加入者（保護者）が亡くなられたとき）

必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた加入者（保護者）の住民票の除票 □ 年金受給権者（障がい者）と年金管理者の住民票 □ 年金受給権者（障がい者）の振込先口座のわかるもの □ 医師が発行する死亡診断書もしくは死体検案書（原本または原本証明されたもの） □ 加入日から 2 年以内に亡くなられた場合は、死亡診断書に代わって所定の死亡証明書 □ 加入証書（2口加入の場合は口数追加証書を併せて）（紛失の場合は不要）	障害福祉課 1階 A-5番窓口 ☎ 072-784-8032

必要な手続き②

・弔慰金請求（障がい者の方が亡くなられたとき）

必要なもの	問い合わせ先
□ 加入者（保護者）の住民票 □ 亡くなられた障がい者の住民票の除票 □ 加入者（保護者）の振込先口座がわかるもの □ 加入証書（2口加入の場合は口数追加証書を併せて）（紛失の場合は不要）	障害福祉課 1階 A-5番窓口 ☎ 072-784-8032

必要な手続き③

・死亡届（年金受給中の障がい者が亡くなられたとき）

必要なもの	問い合わせ先
□ 年金受給権者（障がい者）の住民票の除票（県内に住民票を有する場合は不要） □ 年金証書（紛失の場合は不要）	障害福祉課 1階 A-5番窓口 ☎ 072-784-8032

（高齢）障害者医療を受給していた方（または、その保護者・配偶者・扶養義務者の方）

必要な手続き

・資格変更・喪失の手続き
・医療費受給者証の返却

必要なもの	問い合わせ先
□ 届出人の本人確認書類 □ 医療費受給者証	後期医療福祉課 1階 A-3番窓口 ☎ 072-784-8041

8. 高齢者福祉に関する手続き

おむつ支給（家族介護用品支給）を受けていた方

必要な手続き

・おむつ支給（家族介護用品支給）の廃止連絡

必要なもの	問い合わせ先
担当ケアマネージャーもしくは、申請された地域包括支援センターへお問い合わせください。	地域・高年福祉課 1階 A-7番窓口 ☎ 072-784-8099

GPS（徘徊高齢者家族支援サービス）を利用していた方

必要な手続き

・GPS（徘徊高齢者家族支援サービス）廃止連絡

必要なもの	問い合わせ先
担当ケアマネージャーもしくは、申請された地域包括支援センターへお問い合わせください。	地域・高年福祉課 1階 A-7番窓口 ☎ 072-784-8099

まちなかミマモルメを利用していた方（高齢者）

必要な手続き

・まちなかミマモルメ利用終了届の提出（利用者が高齢者の場合）

必要なもの	問い合わせ先
□ 届出人の本人確認書類 □ ビーコンタグに記載の番号	地域・高年福祉課 1階 A-7番窓口 ☎ 072-784-8099

SOSネットワーク事業（SOSメール）を利用していた方

必要な手続き

・SOS ネットワーク事業事前登録廃止届の提出

必要なもの	問い合わせ先
□ 届出人の本人確認書類	地域・高年福祉課 1 階 A-7番窓口 ☎ 072-784-8099

高齢期移行医療費助成を受給していた方（または、その世帯員の方）

必要な手続き

・資格変更・喪失の手続き
・医療費受給者証の返却

必要なもの	問い合わせ先
□ 届出人の本人確認書類 □ 医療費受給者証	後期医療福祉課 1 階 A-3番窓口 ☎ 072-784-8041

MEMO

9. 市営住宅に関する手続き

市営住宅に入居されていた方

必要な手続き

・市営住宅入居者異動届
・市営住宅入居承継承認申請
・市営住宅返還届

※亡くなられた方が名義人か同居人かによって手続きが異なります。

必要なもの	問い合わせ先
手続きにより異なる為、窓口にお問い合わせください。	伊丹市営住宅管理センター 上下水道局（市役所西）3階 ☎ 072-784-8061

10. 市バス特別乗車証 / 福祉タクシー利用券をお持ちの方に関する手続き

市バス特別乗車証/福祉タクシー利用券をお持ちの方

必要な手続き

・市バス特別乗車証の返還
・福祉タクシー利用券の返還

必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の市バス特別乗車証 □ 亡くなられた方の福祉タクシー利用券	地域・高年福祉課 １階 A-6番窓口 ☎ 072-784-8099 （または、お近くの支所・分室、人権啓発センター、くらしのプラザ）

11. その他市役所内での手続き

農地を所有していた方

必要な手続き

・農地の相続の届出

必要なもの	問い合わせ先
担当課へお問い合わせください。	農業委員会事務局 5階 W-123番窓口 ☎ 072-784-8094

し尿汲み取りを利用されていた方

必要な手続き

・廃棄物処理変更届

必要なもの	問い合わせ先
亡くなられた方が、し尿の汲み取りを利用されていた場合、利用者変更の手続きが必要です。詳しくは担当課へお問い合わせください。	生活環境課 4階 M-95番窓口 ☎ 072-781-5371

犬の所有者の方

必要な手続き

・犬の所有者の変更

必要なもの	問い合わせ先
犬の所有者を伊丹市内在住の方に変更する場合は生活環境課へ、市外在住の方へ変更する場合はその方がお住いの市区町村へお問い合わせください。	生活環境課 4階 M-95番窓口 ☎ 072-781-5371

11. その他市役所内でのお手続き

郵便等投票証明書をお持ちの方

必要な手続き

・郵便等投票証明書の返却

必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の郵便等投票証明書	選挙管理委員会事務局 ５階 W-122番窓口 ☎ 072-784-8095

MEMO

12. ごみなど不用品の処分に関する手続き

ごみの処分をしたい方

必要な手続き

・ごみの処分方法の案内

必要なもの	問い合わせ先
ごみの量や種類によって処分方法が異なりますので、直接担当課までお問い合わせください。 家電リサイクル法対象機器【テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機、エアコン（室外機含む）】を処分したい方は、市協定事業者・SG ムービング株式会社にご相談ください。（有料）	【ごみの処分方法について】 環境クリーンセンター ☎ 072-782-0968 または 生活環境課 4階 M-95番窓口 ☎ 072-781-5371 【家電リサイクル法対象機器の処分について】 SG ムービング株式会社（リネットジャパン） ☎ 0570-056-006

MEMO

13. 市営墓地に関する手続き

神津墓地・中野墓園の使用者の方

必要な手続き

亡くなられた方が神津墓地・中野墓園の使用者だった場合、使用者の承継が必要です。詳しくは担当課へお問い合わせください。

必要なもの	問い合わせ先
□ 墓地使用許可証 □ 承継者の世帯全員の住民票（本籍を記載したもの） □ 承継者の戸籍謄本 □ 亡くなられた使用者の除籍謄本及び改製原戸籍	生活環境課 4階 M-95番窓口 ☎ 072-781-5371

合葬式墓地への納骨を希望される方

必要な手続き

亡くなられた方が合葬式墓地の使用申込をされており、ご遺骨を納骨する場合は手続きが必要です。詳しくは伊丹市営斎場へお問い合わせください。

必要なもの	問い合わせ先
□ 埋火葬許可証 □ 合葬式墓地使用許可証	伊丹市営斎場 ☎ 072-782-2177

MEMO

14. その他市役所以外で行う手続き

生命保険に加入している方

必要な手続き

・死亡保険金の請求
・入院給付金の請求

必要なもの	問い合わせ先
□ 保険金請求書 □ 保険証券 □ 戸籍謄本 □ 死亡診断書 等 ※保険会社・契約内容等により必要書類は異なります。	加入していた生命保険会社または代理店

損害保険等に加入している方

必要な手続き

・名義変更
・解約

必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍 □ 相続人との関係がわかる戸籍謄本 等 ※保険会社・契約内容等により必要書類は異なります。	加入していた損害保険会社または代理店

預貯金口座をお持ちの方

必要な手続き

・口座凍結解除

必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本 □ 相続人の戸籍謄本 □ 相続人の印鑑登録証明書 等 ※金融機関・取引状況等により必要書類は異なります。	各金融機関等

14. その他市役所以外で行う手続き

株式をお持ちの方

必要な手続き

・名義変更

必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本 □ 相続人の戸籍謄本 □ 相続人の印鑑登録証明書 等 ※証券会社・取引状況等により必要書類は異なります。	各証券会社等

戦没者等の遺族への特別弔慰金を受給している方

必要な手続き

・記名変更
・償還金受領

必要なもの	問い合わせ先
□ 国債 □ 記名者の死亡を証明できる戸籍書類 □ 記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 □ 印鑑 □ 相続人の本人確認書類	償還金支払場所（郵便局）

MEMO

普通自動車・二輪車（125ｃｃ超）をお持ちの方

必要な手続き

・名義変更
・廃車

必要なもの	問い合わせ先
右記窓口へお問い合わせください。	神戸運輸監理部兵庫陸運部 （神戸市東灘区魚崎浜町34番地2） ☎ 050-5540-2066

普通自動車をお持ちの方

必要な手続き

・自動車税手続き

必要なもの	問い合わせ先
右記窓口へお問い合わせください。 ※毎年４月１日現在の所有者（使用者）に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	兵庫県阪神北県民局伊丹県税事務所 （伊丹市千僧1丁目51番地） ☎ 072-785-7451

軽四輪及び軽三輪をお持ちの方

必要な手続き

・名義変更
・廃車

必要なもの	問い合わせ先
右記窓口へお問い合わせください。	軽自動車検査協会兵庫事務所 （神戸市東灘区御影本町１丁目５番5号） ☎ 050-3816-1847

14. その他市役所以外で行う手続き

国税の手続きがある方

必要な手続き

・相続税申告
・所得税（準確定）申告
・消費税（準確定）申告

必要なもの	問い合わせ先
事前に右記窓口へお問い合わせください。	伊丹税務署 （伊丹市千僧1丁目47番地3） ☎ 072-779-6121 ＜自動音声ガイダンス＞

不動産をお持ちの方

必要な手続き

・所有権移転登記（土地・家屋等の相続）

必要なもの	問い合わせ先
詳細は法務局ホームページをご覧ください。 □ 亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本等 □ 亡くなられた方の住民票の除票または戸籍の除附票等 □ 相続人の戸籍謄本 □ 相続人の住民票または戸籍の附票等 ※事案によっては他の書類（遺産分割協議書・印鑑登録証明書・遺言書等）も必要となります。相続人ご自身が登記申請を行うことを希望される場合には電話で相談予約をお取りください。 ※令和６年４月１日より不動産の相続登記の申請が義務化されました。詳細は右記窓口へお問い合わせください。	神戸地方法務局伊丹支局 （伊丹市昆陽１丁目1番地12） ☎ 072-779-3451 ＜自動音声ガイダンス＞

法定相続情報証明制度を利用する方

必要な手続き

・法定相続情報一覧図の作成

必要なもの	問い合わせ先
詳細は法務局ホームページをご覧いただくか、右記窓口へお問い合わせください。 □ 相続人、被相続人の戸籍謄本 等 法定相続情報一覧図の写し（無料）は各種相続手続きに利用できます。	神戸地方法務局伊丹支局 （伊丹市昆陽１丁目1番地12） ☎ 072-779-3451 ＜自動音声ガイダンス＞

遺言書がある方

必要な手続き

・検認

・開封

必要なもの	問い合わせ先
申立先は被相続人の住所地の家庭裁判所 □ 遺言原本 □ 申立人の戸籍謄本 □ 遺言者の除籍謄本 ※法務局に預けられている場合もあります。神戸地方法務局伊丹支局へお問い合わせください。 ※法務局に預けられている場合や公正証書遺言の場合は、検認は不要です。	神戸家庭裁判所伊丹支部 （伊丹市千僧1丁目47番地1） ☎ 072-779-3074

相続放棄または限定承認をする方

必要な手続き

・相続放棄の申立て

・限定承認の申立て

必要なもの	問い合わせ先
相続を知った日から３カ月以内に、被相続人の住所地の家庭裁判所へ申し立ててください。限定承認とは、プラスの財産の範囲内で債務を引き受けるものです。相続人全員で申請する必要があります。	神戸家庭裁判所伊丹支部 （伊丹市千僧1丁目47番地1） ☎ 072-779-3074

14. その他市役所以外で行う手続き

固定電話（NTT西日本）をお持ちの方

必要な手続き

・契約承継
・解約

必要なもの	問い合わせ先
右記窓口へお問い合わせください。	（NTT西日本の場合） 局番なし116 携帯からは ☎ 0800-2000116

携帯電話をお持ちの方

必要な手続き

・名義変更
・解約

必要なもの	問い合わせ先
各契約会社へお問い合わせください。	各契約会社

MEMO

インターネットをご契約の方

必要な手続き

・名義変更
・解約

必要なもの	問い合わせ先
各契約会社へお問い合わせください。	各契約会社

NHK受信料をお支払いの方

必要な手続き

・名義変更
・解約

必要なもの	問い合わせ先
右記窓口へお問い合わせください。	NHKふれあいセンター ☎ 0120-151515

MEMO

14. その他市役所以外で行う手続き

水道をご利用の方

必要な手続き

・使用中止
・名義変更
・料金支払方法変更

必要なもの	問い合わせ先
電話・オンラインで申請してください。 □ お客様番号（10 ケタ）	伊丹市上下水道局水道サービスステーション （伊丹市昆陽1丁目1番地2） ☎ 072-783-1601 URL：https://www.water.itami.hyogo.jp/index.html

電気（関西電力）をご契約の方

必要な手続き

・名義変更
・解約

必要なもの	問い合わせ先
右記窓口へお問い合わせください。	関西電力コールセンター ☎ 0800-777-8810 ＜自動音声ガイダンス＞

ガス（大阪ガス）をご契約の方

必要な手続き

・名義変更
・解約

必要なもの	問い合わせ先
右記窓口へお問い合わせください。	大阪ガス兵庫事務所お客さまセンター ☎ 0120-7-94817

運転免許証をお持ちの方

必要な手続き

・返納

必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方の運転免許証 □ 名義人が亡くなられた事実がわかる書類（戸籍謄本、死亡診断書等） □ 届出人の名前が確認できる書類	伊丹警察署 （伊丹市千僧1丁目51番地2） ☎ 072-771-0110 阪神運転免許更新センター （伊丹市伊丹1丁目14番21号） ☎ 072-783-0110

パスポートをお持ちの方

必要な手続き

・返納（希望があれば遺族に返還も可能）

必要なもの	問い合わせ先
□ 亡くなられた方のパスポート □ 名義人が亡くなられた事実がわかる書類（戸籍謄本、死亡診断書等） □ 届出人の名前が確認できる書類	兵庫県旅券事務所尼崎出張所 （尼崎市南塚口町2丁目1-2-316 塚口さんさんタウン2番館3階） ☎ 06-6428-7600

MEMO

14. その他市役所以外で行う手続き

クレジットカードをお持ちの方

必要な手続き

・解約

必要なもの	問い合わせ先
各契約会社へお問い合わせください。	各契約会社

ケーブルテレビをご契約の方

必要な手続き

・名義変更
・解約

必要なもの	問い合わせ先
各契約会社へお問い合わせください。	各契約会社

まちなかミマモルメを利用していた方（18歳未満）

必要な手続き

株式会社ミマモルメに直接解約連絡をしてください。

必要なもの	問い合わせ先
株式会社ミマモルメに直接解約連絡をしてください。	株式会社ミマモルメ カスタマーセンター ☎ 0570-081-300

特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方

必要な手続き

・返還

必要なもの	問い合わせ先
□ 受給者証	兵庫県阪神北県民局伊丹健康福祉事務所 地域保健課 （伊丹市千僧1丁目51番地） ☎ 072-785-7874

銃砲刀剣類をお持ちの方

必要な手続き

・所有者変更

必要なもの	問い合わせ先
各都道府県の文化財担当へお問い合わせください。	当該銃砲刀剣類を登録した都道府県の文化財担当

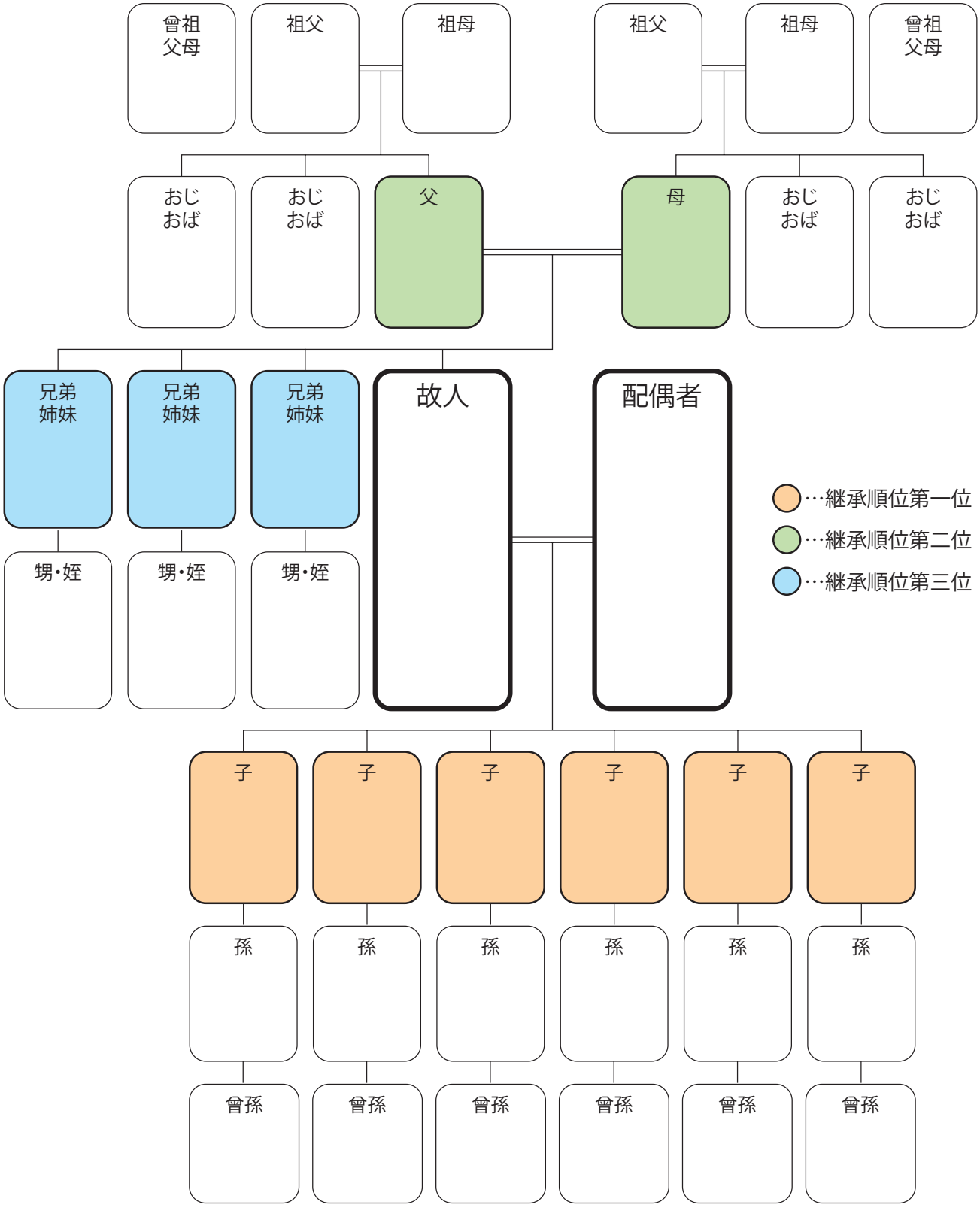
ETCカードで有料道路の障害者割引を受けていた方

必要な手続き

・ETC 利用登録削除の手続き

必要なもの	問い合わせ先
ETC 利用登録されていた方は有料道路 ETC 割引登録係へ直接お問い合わせください。	有料道路ETC割引登録係 ☎ 045-477-1233

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備　考
預貯金	金融機関名	支店名	金　額	備　考
その他の資産	名　称	内　容	保管場所など	備　考
借入金・ローン	借入先	金　額	返済方法	備　考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備　考
公的年金	基礎年金番号	種　類	受給金額	備　考
個人年金・企業年金	名　称	番号・記号など	受給金額	備　考
その他				

令和6年4月1日から
相続登記の申請が義務化されました

所有者不明土地の解消に向けて

不動産に関するルールが大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から**
3年以内に申請しなければなりません。
正当な理由がなく**義務に反した場合、**
10万円以下の過料の対象となります。

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
 相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの
 変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されました。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
 相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の 所有者の確定とその書面化

ステップ③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・ 登記識別情報通知書の交付

MEMO

〈 市民相談課での相談 〉

市民相談課では、伊丹市在住・在勤・在学の方を対象に、日常生活における個人の様々な問題や悩みごとについて、専門家による面談での相談を行っています。相談はすべて無料です。お気軽にご相談ください。（相談時間は1枠30分間です。）相談は、「予約制」を取っており、「事前予約」と「当日予約」ができます。

相談申込方法

〈 当日予約 〉

- 相談日当日の午前9時から市民相談課の窓口で、氏名、住所、電話番号等を確認の上受け付けます。また、相談枠が空いている場合のみ、午前10時から電話でも受け付けます。
- 不動産相談は、事前予約のみで当日予約を行っておりません。

〈 事前予約 〉

- 相談日1週間前から前日まで、電話で受け付けます（受付時間は午前10時～午後5時）。
- 不動産相談の受付は、1週間前から前日の午前12時まで、電話で受け付けます。
- 司法書士相談、弁護士相談、税理士相談は、事前予約枠が2枠に限られていますので、下記の表をご確認ください。

- 相談枠がすべて埋まった時点で申込の受付を終了します。
- 申込を済まされた方は、相談時刻の5分前までに市民相談課にお越しください。

※次のページの〈注意〉欄を必ずお読みください。

相談受付場所

伊丹市千僧1丁目1番地　市民相談課（市役所4階）　☎ 072－784－8011（直通）

相談項目	相談内容	相談日時	場所・電話番号等
弁護士相談	金銭消費貸借・不動産・相隣関係・諸契約など民事及び相続・離婚など家事に関するトラブル等々 …法律全般についての相談	火・木曜日 13:00 ～ 16:00 （うち 15:00 ～ 15:30、15:30 ～ 16:00 の2枠は事前予約）	市役所4階 市民相談課 ☎　784-8011 FAX 780-3531 ※相談日が祝日の場合は休止
弁護士相談（交通事故）	交通事故の被害者・加害者の損害賠償・示談等事故解決のための相談	第4水曜日 13:00 ～ 16:00	

※祝日等閉庁日にあたる日の相談や予約受付は、実施していませんのでよろしくお願いいたします。

相談項目	相談内容	相談日時	場所・電話番号等
司法書士相談	相続・不動産登記、借金（サラ金・クレジット等を含む）、借地借家、成年後見、離婚手続き等々　…日常生活上の諸問題についての相談	月～金曜日 10:00 ～ 12:00 （うち 10:30 ～ 11:00、11:00 ～ 11:30 の２枠は事前予約）	市役所４階 市民相談課 ☎　784-8011 FAX 780-3531 ※相談日が祝日の場合は休止
税理士相談	相続税・贈与税等税金問題全般についての相談	各月とも相談時間は13:00～16:00 ・4月～1月は第2金曜日 ・2月は第1金曜日 ・3月は第4金曜日 （うち15:00～15:30、15:30～16:00の２枠は事前予約）	
人権相談 （人権擁護委員）	人権侵害・いやがらせ・生活問題等についての相談	第３木曜日　13:00 ～ 16:00	
行政相談 （行政相談委員）	国や独立行政法人・特殊法人等への要望・苦情・ご意見等についての相談	第３金曜日　13:00 ～ 16:00	
登記等相談 （土地家屋調査士）	各種表示登記・土地境界・測量などについての相談	第１水曜日　13:00 ～ 15:00	
不動産相談 （宅地建物取引士）	土地建物の売買・賃貸借などについての相談	第４金曜日　13:00 ～ 14:00 （事前予約のみ）	

※祝日等閉庁日にあたる日の相談や予約受付は、実施していませんのでよろしくお願いいたします。

〈 注意 〉

〇次の場合は、この相談を利用することができません。
- 現在、裁判中または弁護士・司法書士等の専門家に依頼されている事柄。
- 具体的なことでなく、抽象的または学問的な興味等で相談すること。
- 本人以外の問題について相談をすること。ただし、配偶者または二親等以内の親族についての相談は可能です。

〇相談は、専門家から問題解決に向けての最初のアドバイス等を受けるものです。 したがって、同じ 内容についての相談は、原則一回限りとさせていただいております。また、書類の作成や調査、事務処理等についてもお受けすることはできません。

〇日程などにつきましては、変更したり、休止する場合がありますので、事前に確認の上ご利用ください。

発　　行　伊丹市役所
編集／制作　株式会社鎌倉新書
発 行 年　2026 年 10 月

